

市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

ナノ医療イノベーションセンターの運営開始について

資 料 1 「ナノ医療イノベーションセンター」の運営開
始について

参考資料1 ナノ医療イノベーションセンターについて

経 済 労 働 局

平成27年2月10日

「ナノ医療イノベーションセンター」の運営開始について

1 施設概要

施設名称：ナノ医療イノベーションセンター

英語名：Innovation Center of Nanomedicine

敷地面積：7,999.99 m²

建物床面積：9,444.04 m²

階数：地上4階建て（高さ：19.1m）

主要機能：クリーンルーム、合成実験室、
生化学実験室、動物飼育室、
見学機能（展示コーナー、展望ロビーなど）



2 経過と今後の予定

平成25年3月

- 文部科学省「地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」補助金採択（平成24年度補正予算）

（内容）事業者兼提案者：公益財団法人川崎市産業振興財団

建設費 35 億円（国費 25 億円＋川崎市からの貸付金 10 億円）

実験機器設置費 10 億円（国費 10 億円）

※用地については、川崎市が産業振興財団へ貸付

- 平成25年度一般会計補正予算議案議決

（センター用地購入債務負担 16 億 4 千万円、産業振興財団への貸付金 10 億円）

平成25年12月

- ナノ医療イノベーションセンター着工

平成27年2月1日

- 産業振興財団へ建物引渡し

平成27年4月

- ナノ医療イノベーションセンター運営開始予定



平成27年4月からの運営開始にあたり、川崎市と産業振興財団の間で、「ナノ医療イノベーションセンターの運営等に関する基本協定」を締結

3 「ナノ医療イノベーションセンターの運営等に関する基本協定書」について

(1) 協定締結者

- ・川崎市
- ・公益財団法人川崎市産業振興財団

(2) 協定締結日

- ・平成27年2月1日（建物引渡し日）

(3) 協定書の概要

第1条 目的

- ・先端医療を広く普及・浸透させるための「ナノ医療技術」の研究及び研究成果の実用化を進めるセンターを円滑に運営するために、川崎市及び産業振興財団の役割など必要な事項を定める。

第2条 センターの位置付け

- ・キングスカイフロントにおけるライフサイエンス分野の拠点形成の核となる先導的な施設として整備したもの。
- ・川崎市が依頼し、産業振興財団がこれを受諾の上、事業者兼提案者として、国の施策を活用し整備したもの。
- ・産学官が一つ屋根の下に集い、異分野融合体制で、革新的課題の研究及び研究成果の実用化に取り組む施設。

第3条 運営の基本方針

- ・川崎市及び産業振興財団は、センターを活用し、キングスカイフロントの先導的な施設として、この発展に努めること。
- ・賃料、利用料金など、センターの入居者及び利用者の負担を基本に、施設の運営を行うこと。
- ・産業振興財団は事業計画書を基本に毎年度の事業実施計画及び収支予算書を作成し、当該計画及び収支予算書に基づき、センターを運営すること。
- ・川崎市及び産業振興財団は、事業の進捗状況を確認し、事業計画書について、毎年度終了時に検証を行うこと。

第4条 川崎市の役割

- ・産業振興財団の依頼により、川崎市が研究の促進、研究成果の実用化に不可欠であると判断した場合、施設運営についての指導・助言を行うこと。
- ・センターへの入居者の誘致を支援すること。
- ・センターの立ち上げ期間における支援を実施すること。

第5条 産業振興財団の役割

- センターの運営に関する事項
 - ・センターに、研究及びセンターの運営を統括するセンター長を置き、センターの円滑な運営を行うこと。
 - ・センターへの入居者の誘致を行うこと。
 - ・実験機器の整備及び維持管理を行うこと。
 - ・実験や試作開発及び量産化の際の市内企業とのマッチングを行うこと。

- 産業振興財団に所属する研究者が取り組む事項
 - ・委託研究、共同研究等により研究資金を獲得すること。
 - ・川崎市の施策に協力すること。
 - ・研究成果の実用化及び事業化に努めること。

第6条 センター整備資金及びセンター用地

- 川崎市は、産業振興財団に対しセンター整備資金及びセンター整備用地の貸付けを行う。
- センター整備資金の貸付額は10億円とし、別途、金銭消費貸借契約を締結する。
- センター用地の貸付について、別途、公有財産の賃借に係る契約を締結する。

第7条 立ち上げ期間の支援

- ・センターの位置付け及びセンター整備にあたり、産学官が異分野融合体制で、革新的課題の研究とその成果の実用化に取り組む施設として必要となる共用スペース等を、川崎市との協議・調整により産業振興財団が確保したことを踏まえ、川崎市は、期間を区切り支援を講ずる。

(1) 共用スペース等に係る維持管理費の一部負担。

- ・共用スペース等：共用スペース（マグネットエリア、会議室など）及び共用設備室（クリーンルーム、動物室、実験機器設置室）

- ・期間：平成27年4月1日から平成34年3月31日までの7年間

- ・負担額：総額9億円を上限とし、各年度の負担額は、当該年度の共用スペース等にかかる維持管理費を上限とし、川崎市の予算の範囲内で年度ごとに定める。

（※債務負担設定…期間：平成28年度から平成33年度まで、限度額650,000千円）

※予算案の市議会での議決が条件（協定書第7条第5項）

(2) センター整備資金の貸付けについて元金据置。

- ・期間：協定締結の日から平成34年3月31日まで。

(3) センター用地の無償貸付。

- ・期間：協定締結の日から平成34年3月31日まで。

- ・無償貸付終了後の用地貸付は、事業用定期借地契約を締結し、有償貸付。

- ・(1)から(3)の期間は、センターの運営に係る収支状況に応じて短縮することができる。

第8条 事業実施計画及び年度協定

- ・事業実施計画書及び収支予算書を川崎市に提出。
- ・当該年度のセンター運営開始にあたり、年度協定を締結。

第9条 事業報告書の提出

- ・前年度の事業報告書を川崎市に提出

第10条 業務の報告及び監督

第11条 協定期間 協定締結の日から平成34年3月31日までとする。

第12条 協定の見直し

第13条 協議

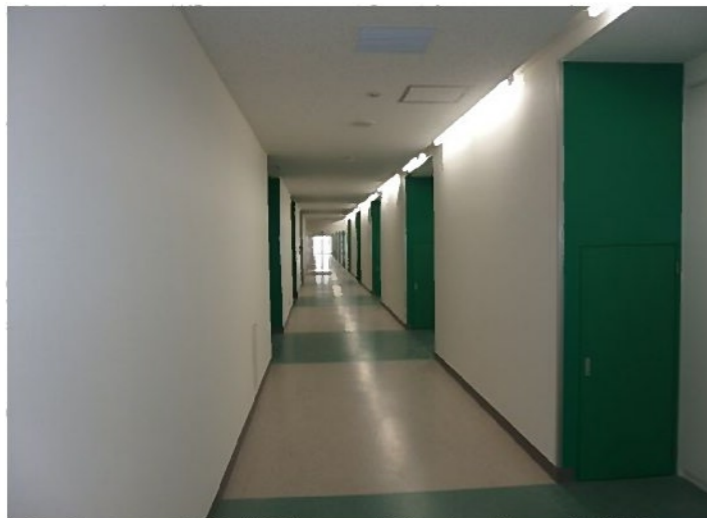
ナノ医療イノベーションセンターについて

(参考資料1)



研究室

会議室



3階廊下



マグネットエリア



4階吹抜け